

紋別市地域公共交通総合連携計画

紋別市

平成21年2月

－ 目 次 －

I	はじめに～計画策定の背景と経過	1
I-1	計画策定の背景	1
I-2	これまでの経過	2
II	地域公共交通の活性化及び再生に向けた課題	3
III	地域公共交通の活性化及び再生の基本的な方針	4
III-1	地域公共交通の活性化及び再生の基本的な方針	4
III-2	計画の区域	4
III-3	計画の目標と施策体系	5
IV	計画の目標を達成するために行う事業及び実施主体	7
V	計画の期間	12
	附属資料	13

I はじめに～計画策定の背景と経過

I-1 計画策定の背景

【広大な市域に集落が分散、バス路線の維持が困難】

紋別市は、広がり東西約40km、南北約50km、面積は、830.7km²と広大な市域面積を有し、総人口の9割以上が集中する市街地は、市域の北西端に位置し、オホーツク海沿岸及び内陸部に分散した集落があるという地域性を持っている。

紋別市における公共交通は、平成元年（1989年）4月にJR線が廃止された以降は、路線バスと都市間バスが中心であり、そのうち地域内の移動を担う路線バスについては、主要市街地周辺を運行する市内4路線と郊外や近都市町村を結ぶ郊外線から路線が構成されている。

広大な市域に集落が分散していることから、効率的なバス運行が難しい状況にあり、郊外線については、すべて赤字路線となっている。また、現状で既に公共交通の空白地帯が存在しているが、現在バスが運行されている路線についても、今後の人口減少によっては、更にバス路線の経営環境が悪化し、路線が整理されていくことが予想される。

また、市内4路線については、バス事業者の経営努力により、これまで黒字を維持してきたが、ここ数年は4路線のうち2路線が赤字に転じている。



【市民の移動交通手段はマイカーがほとんど】

平成19年度においては、紋別市公共交通に関する検討懇談会を設け、市民に対してアンケート調査を行い、市民の移動実態や現在のバス交通に対する改善点や新たな交通システムについての意見等を把握した。

この結果、30代～50代は、ほとんどが自動車による移動で、若年層（中高生）、高齢者層のみでバス利用がみられる状況である。

一方で、今後のバス路線については、「現状並の路線バスサービスを今後も確保」と「バス路線は現状を維持、利用者の少ない区間は便数減少」の意見の合計は7割を超え、特にバス利用機会のある方に絞ってみると9割となる。

【継続可能な公共交通体系の構築】

本市のように広大な市域すべてを公共交通でカバーするのは、そもそも無理がある。しかし一方で、JR線が既に廃止され、身近な公共交通であるバス等を維持確保していくことは、地域の生き残りのためには欠かすことのできないものである。

特にこれからの高齢社会にあっては、移動を車に頼らざるを得ない状況は好ましくなく、地域における交通弱者の移動手段を確保し、地域内での生活を支えるためのセーフティネットとして、だれもが安心して暮らすことができるための基盤としての役割が公共交通には求められている。

このため、本計画の策定にあたっては、維持可能な路線形態の検討や市内移動のセーフティネットとしてのあり方、行政コストとサービス水準の検討など、継続可能な公共交通体系の構築を目的として検討を進める。

I - 2 これまでの経過

平成18年	市役所主体による公共交通に関する現況調査 着手
平成18年10月	道路運送法 改正
平成19年10月	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 施行
平成19年11月	紋別市公共交通に関する検討懇談会 設立 紋別市の公共交通に関する住民意識調査 実施・分析
平成19年12月	「紋別市公共交通体系調査 概要報告書」 作成
平成20年1月	紋別市地域公共交通活性化協議会 設立
平成20年4月	「地域公共交通総合連携計画策定調査」 補助採択
平成20年9月	市内循環バス実証実験・藻別地区スクールバス混乗実証実験 実施 (1ヶ月間実施)
平成21年1月	パブリックコメント実施

Ⅱ 地域公共交通の活性化及び再生に向けた課題

人口減少や自家用車の普及などから公共交通の利用者は減少を続け、採算性が悪化し路線維持が難しい状況となっている。

しかし、これからの高齢社会に対応していく上で、公共交通は通院や買物、通学など日常生活の移動手段として欠くことのできないものであり、今後路線を維持していくために、交通事業者だけでなく市民や行政も一体となった取り組みを推進していくことが必要である。

(1) 公共交通空白地帯の対策

市内には、公共交通空白地帯が存在しているが、それらの地域は概ね人口密度が低く需要も少ないため、通常のバス運行は採算面で難しい地域である。

一方で、公共交通空白地帯においては、高齢化率が高い地域が多く、安全安心に暮らし続けていくことができる環境を構築するためには、何らかの移動手段の確保が必要な地域であり、少人数の需要に対応可能な輸送方法の確立が必要である。

(2) 中心市街地の賑わい創出と高校統合に対応した路線の再編

中心市街地の賑わい創出にむけて、人が移動しやすい、さまざまな中心市街地の施設へアクセスしやすい、といった環境を形成し、中心市街地への人の流れを活性化させることが求められている。そのため、バスターミナルが広域交通拠点として、人が集散する中心核となるようバス路線の再編やバスターミナル周辺環境の充実が、まちづくりの上からも必要となっている。

また、高校統合により平成20年度で紋別北高校が廃校となり、紋別高校に全学年が通学となることから、路線体系の見直しは必要となっている。

(3) 利用環境の整備

バス利用者の維持・増加に向けて、パークアンドバスライド用駐車場の確保や雨・風雪時においても快適に利用できるバス関連施設整備など、バスを利用する方々のため利便性や利用環境の向上が必要である。

同時に利用しやすく分かりやすい料金体系の構築に向けて、採算性を考慮しながら検討することが必要である。

(4) 継続可能な運営体制の構築

バス路線の維持・継続に向けては、バス事業者の努力だけではなく、待合所の維持管理、利用促進などを地域ごとに市民が自発的に取り組んでいく仕組みづくりが必要である。

また、広告料・協賛金など収入源の確保に向けた取り組みや企業の公共交通利用の可能性について検討を進め、バス事業の安定した経営環境を整えていく必要がある。

Ⅲ 地域公共交通の活性化及び再生の基本的な方針

Ⅲ－１ 地域公共交通の活性化及び再生の基本的な方針

紋別市における公共交通を取り巻く現状や問題、課題を踏まえ、紋別市の地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針を以下のように定める。

～ 継続可能な地域公共交通体系の構築に向けて ～

本市の市民生活を支える公共交通として地域で安心安全に暮らし続けることができる環境の確保に向けて、地域全体でバス交通を支えるとともに、継続可能な公共交通体系の構築を目指す。

また地域の商店街や観光施設、地場産業とも連携し、地域の活性化に寄与する公共交通を目指す。

Ⅲ－２ 計画の区域

この計画は、紋別市をその区域とする。



Ⅲ－３ 計画の目標と施策体系

紋別市の地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針をふまえ、本計画の目標を以下のように定める。

(1) 便利にする～日常生活の足としての利便性、快適性の向上

日常生活の足として、利便性や快適性の向上を図り、バスのより利用しやすい環境を構築する。

そのため、市内主要施設をネットワークしつつ、利用者のニーズにあった市内バス路線網の総合的な再編を図るとともに、市内公共交通空白地帯における移動手段の確保を進め、より利便性の高い公共交通体系の構築を図る。

また、バス停留場のバス待ち環境の改善や適切な運賃設定など、ソフト及びハードの両面からバスを利用しやすい環境の整備を図る。

(2) 足を守る～交通弱者等、地域住民の移動手段の維持・確保

現状の車社会の中では、バスの利便性を高めても、そう簡単には利用者増に結びつかないことが想定されることから、バス路線の維持や利用促進に向けた地域の取り組みを推進し、地域全体で公共交通を支える仕組みを構築する。

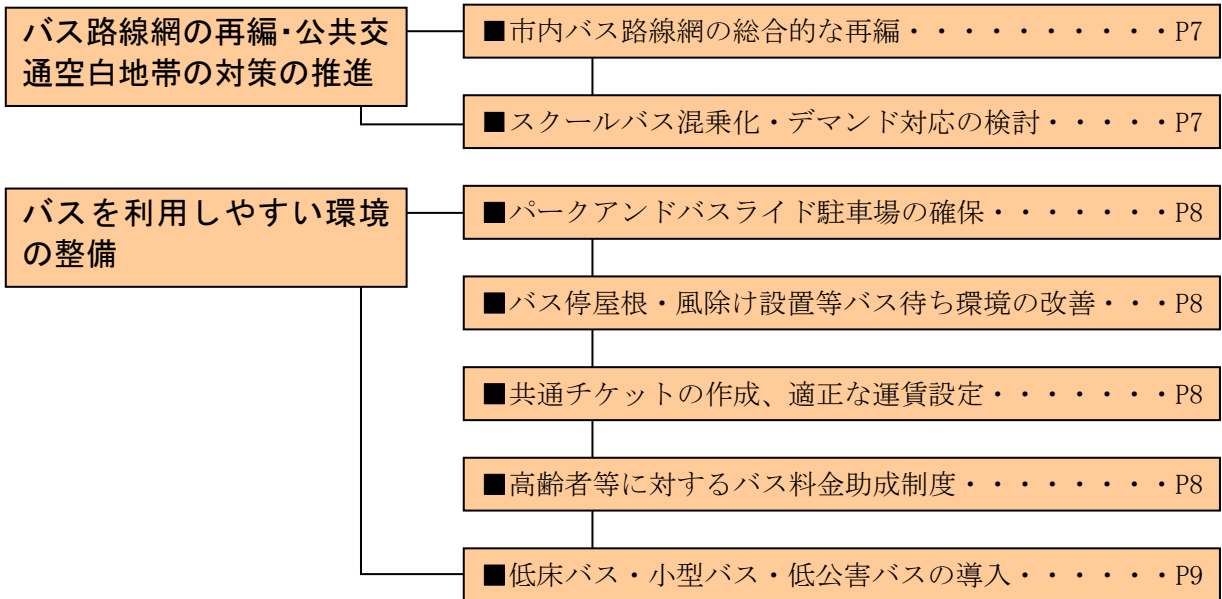
そのため、市民の関心を高める施策を展開しバス利用の促進を図るとともに、市内企業や商店街、市民からの自発的な協力や支援が得られる仕組みを構築し、バス路線の維持を図る。

(3) 活性化する～中心市街地のにぎわい・観光交流の創出

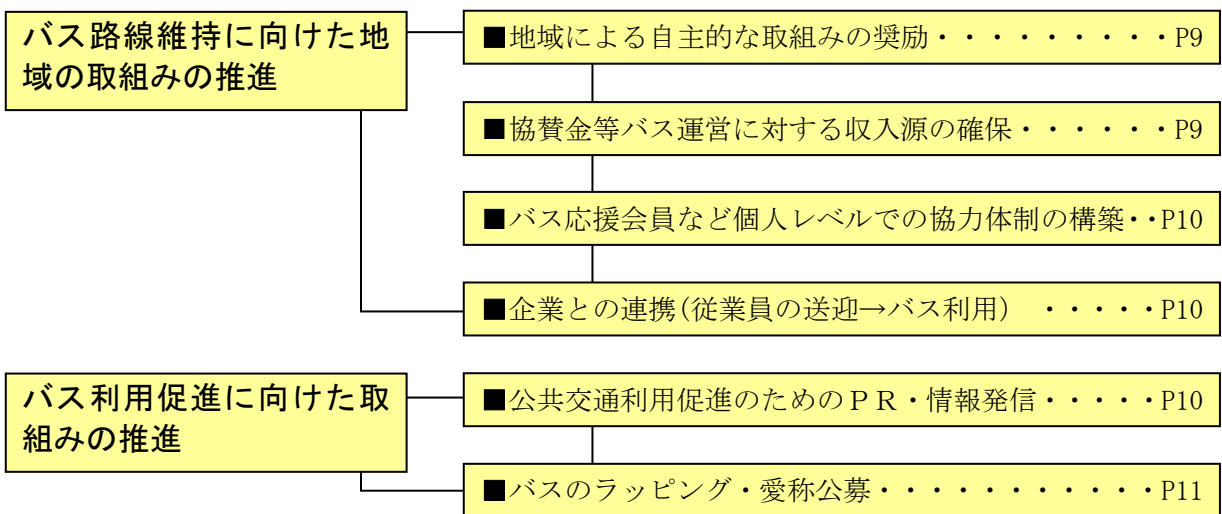
地域の公共交通を単なる移動の手段としてではなく、中心市街地のにぎわいや観光交流の創出に向けて積極的な利用展開をアピールし、地域の活性化への一つのツールとして活用を図る。

そのため、商店街との連携や各種観光施設との連携を図り、バス利用者や買物客、観光客の双方にとってメリットのある施策展開を進め、地域の活性化を図る。

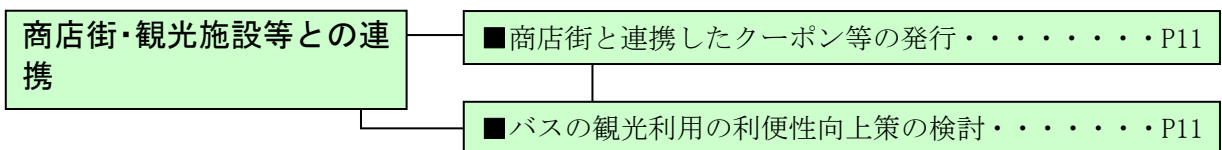
(1) 便利にする～日常生活の足としての利便性、快適性の向上



(2) 足を守る～交通弱者等、地域住民の移動手段の維持・確保



(3) 活性化する～中心市街地のにぎわい・観光交流の創出



IV 計画の目標を達成するために行う事業及び実施主体

(1) バス路線網の再編・公共交通空白地帯の対策の推進

① 市内バス路線網の総合的な再編

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内4路線の路線及びダイヤを見直し、合理的・効率的な運行形態に向けて市内循環線として統合・再編を図るとともに、利便性の向上を図る。 ・バスターミナルが広域交通拠点としての役割及び利便性を高めるため、全てのバスがバスターミナルに停車する路線形態への見直しや乗り換え、乗り継ぎの利便性を高めるダイヤや運賃体系の検討などを進める。 ・さらに路線網再編とあわせて、利用者の利便性を高めるため、大型店舗や病院、官公庁などの利用者が多い施設の敷地内へのバス乗り入れについて、関係者による協議・検討を進める。
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市内循環線については、平成20年度の実験運行結果を踏まえ、来年度もさらに路線再編に向けた実証実験に取り組み、利用者ニーズの調査分析を進め、それらの結果を見極めながら、路線形態を検討する。 ・市内線の再編とあわせて、郊外、代替、都市間バスの各路線やダイヤ、運賃体系、利用者が多い施設敷地への乗り入れなどについて取り組む。 ・上記の取り組みを総合的に進め、事業計画期間中での本格運行を目指す。
着手時期	平成21年度
事業主体	公共交通事業者・紋別市・大規模店舗事業者・各公共公益施設等の管理主体

② スクールバス混乗化・デマンド対応の検討

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通空白地帯は高齢化率が高く、人口も少ないため、少人数の需要に応える輸送方法について、民間事業者による運行路線を考慮しつつ、問題の生じない地区から、デマンドバス的な運行・対応方法についても検討を進める。 ・スクールバス混乗においても同様に、デマンドバス的な運行・対応方法を検討する。 <p>注：紋別市においては、現在、4台のスクールバス（登校時1便、下校時2便）が、郊外部と中心部を結んで運行しているが、中立牛地区から上渚滑小学校までの区間は既に混乗方式を実施し、通院や買物を目的とする一般の利用者向けに、増便（平日1便、土曜・夏休み等は朝・晩の2便）して運行されている。</p>
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度の実験運行結果を踏まえ、スクールバス混乗対象地域やデマンド方式などの運行方策などについて、実証運行に取り組み、路線形態、運賃、郊外線との接続形態などの確立を目指す。
着手時期	平成23年度
事業主体	紋別市・紋別市教育委員会・スクールバス運行業務受託事業者・ハイヤー事業者など

(2) バスを利用しやすい環境の整備

① パークアンドバスライド駐車場の確保

事業内容	・札幌航空便が休止した平成19年度から、高速都市間バス（札幌・旭川行）利用者向けに専用駐車場を9台分確保している。今後も利用状況や設置位置を考慮しながら整備を進める。
実施方針	・現在確保している9台分の駐車場の利用状況を見ながら、バスターミナルや乗継拠点付近の市有地などを活用した施設整備を進める。
着手時期	平成19年度から継続
事業主体	紋別市・土地所有者

② バス停屋根・風除け設置等バス待ち環境の改善

事業内容	・雨や雪などのときも快適なバス待ち環境が確保されるよう、バス関連施設整備を進める。 ・また商店街などにおいては、既存の店舗なども待合空間として活用するなどについても検討を進める。
実施方針	・屋根・風除け等のハード整備とあわせて、町内会や商店街等でのバス停の清掃や除雪などの維持管理、待合空間提供について、検討を進める。
着手時期	平成22年度
事業主体	紋別市・公共交通事業者・町内会・バス路線沿線事業者・各商店街振興組合

③ 共通チケットの作成、適正な運賃設定

事業内容	・乗換や乗継対応のチケット、利用率に応じて割引率が高くなるチケット、市内全路線で利用可能な共通チケットなど、利用しやすいチケット・運賃体系の構築を図る。
実施方針	・市内バス路線網再編、路線網再編による広域交通拠点の形成とあわせて、適正な運賃や共通チケットの作成、乗継券、1日券などの検討を進める。
着手時期	平成21年度
事業主体	公共交通事業者・紋別市

④ 高齢者等に対するバス料金助成制度

事業内容	・高齢者が住み慣れた地域の一員として積極的に社会参加し、生きがいを持って生活できるよう、気軽に公共交通を利用して外出できる環境を整備する。
実施方針	・70歳以上の市民の社会参加支援策として1乗車100円制度を継続する。
着手時期	平成20年度から継続
事業主体	紋別市

⑤ 低床バス・小型バス・低公害バスの導入

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・バス利用者は高齢者が多いことから、乗車の際にステップがない低床バスの導入検討を進める。 ・現在市内を運行中のバスは、大型又は一部中型バスであるが、時間帯ごとの利用実態に対応するとともに、燃料費の節減や環境対策として小型バスや低公害バスの導入検討を進める。
実施方針	・市内バス路線網再編とあわせて、低床バスや小型バス、低公害バスなど地域の実情に応じたバスの導入を図る。(予算等に応じて年度は多少前後)
着手時期	平成21年度
事業主体	公共交通事業者・紋別市

(3) バス路線維持に向けた地域の取り組みの推進

① 地域による自主的な取り組みの奨励

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線の維持に向けて、待合所の維持管理やバスの利用促進などを地域ごとに市民が自発的に取り組んでいく仕組みづくりを進める。 ・また商店街などにおいては、既存の店舗なども待合空間として活用するなどについても検討を進める。
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者や紋別市、町内会、バス路線沿線の事業者等が協議する場をつくり、地域主体によるバス停の清掃や除雪などの維持管理体制の構築とその実施を目指す。 <p>※「バス停屋根・風除けの設置等バス待ち環境の改善」と一体的に推進する。</p>
着手時期	平成22年度
事業主体	紋別市・公共交通事業者・町内会・バス路線沿線事業者・各商店街振興組合

② 協賛金等バス運営に対する収入源の確保

事業内容	・地域全体でバスを支える仕組みとして、協賛金・広告料など収入源の確保に向けた取り組みを進める。
実施方針	・協議会として、バス路線を維持することの重要性など地域の意識を高め、協賛金やバス車内・外、停留所への広告など運賃以外の収入源の確保に向けた検討を進める。
着手時期	平成21年度
事業主体	紋別市・公共交通事業者・市内企業など

③ バス応援会員など個人レベルでの協力体制の構築

事業内容	・地域全体でバスを支える仕組みとして、紋別バス応援の会（仮称）などを立ち上げ、個人会員を募り、会員証提示で市内で様々な特典が受けられることができるよう検討する。
実施方針	・公共交通事業者が会を立ち上げ、運営を行い、紋別市や各商店街振興組合、市民団体など、多様な主体が連携して会員特典を提供する体制を構築する。
着手時期	平成21年度
事業主体	公共交通事業者・紋別市・各商店街振興組合ほか

④ 企業との連携（従業員の送迎→バス利用）

事業内容	・水産加工場を含む製造業等企業では、自社バスを所有し従業員の送迎を行っている。効率、コスト、環境問題等の点から、公共交通利用の可能性について検討を進める。
実施方針	・企業との懇談の場を設定し、従業員のバス利用の可能性についての協議を継続的に行う。
着手時期	平成21年度
事業主体	公共交通事業者・紋別市・市内企業

(4) バス利用促進に向けた取り組みの推進

① 公共交通利用促進のためのPR・情報発信

事業内容	・ホームページやチラシによる各路線の運行時刻表や接続便の案内等の情報発信、環境問題からのPRなど、市民が公共交通の維持に対する関心を高める取り組みを推進する。
実施方針	・WEBや啓発チラシでのバス運行情報の周知、携帯版ホームページの開設による時刻表や運賃検索、各種情報の発信などを実施する。 ・バスの日などでのイベントの実施、行政や企業でのノーマイカーデー・バス通勤の日の設定とその実践・協力などの取り組みを推進する。
着手時期	平成21年度
事業主体	公共交通事業者・紋別市・市内企業ほか多様な主体

② バスのラッピング・愛称公募

事業内容	・身近で、解りやすく利用者が乗りたくなるラッピングバスの導入と親しみが持てる愛称を市民に募集する取り組みを進める。
実施方針	・バスのラッピングの実施や市内路線再編後の循環線の愛称募集を実施する。 ※バスラッピングなどは「協賛金等バス運営に対する収入源の確保」と一体的に取り組む。
着手時期	平成21年度
事業主体	公共交通事業者・紋別市

(5) 商店街・観光施設等との連携

① 商店街と連携したクーポン等の発行

事業内容	・中心商店街は、郊外型大型店の出店や車社会の進展、消費者ニーズの多様化などから集客力が低下している状況にあり、バス利用者・買い物客、相互の確保に向けて、商店街と連携し、バス利用者に対して、商店街で使用できるクーポン等を付加することにより、バス利用者を商店街に誘導する取り組みを進める。
実施方針	・実験にあわせてイベント的展開を図りながら、本格実施を目指す。
着手時期	平成23年度
事業主体	各商店街振興組合・公共交通事業者

② バスの観光利用の利便性向上策の検討

事業内容	・レンタカー利用者の少ない冬期観光の活性化を図るため、安全安心に移動できる交通手段として主要な観光施設間を連携するバス運行について検討を進める。
実施方針	・現在冬期においては、市内観光シャトルバス（ガリヤ号）が運行されているが、市内の様々な施設との連携強化を図り、さらなる観光利用の利便性向上を図るため、ガリヤ号の運行の充実や見直しなどを進める。
着手時期	平成21年度
事業主体	紋別市観光周遊バス運行協議会

V 計画の期間

本計画は、平成21年度から3年間を計画期間とし、必要に応じ計画変更する。

目標	施策		スケジュール			
			H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4 ~
便利にする 日常生活の足としての利便性、快適性の向上	バス路線網の再編・公共交通空白地帯の対策の推進	市内バス路線網の総合的な再編	実証実験運行	実証実験運行(本格運行)	(実証実験運行)本格運行	再編路線による運行
		スクールバス混乗化・デマンド対応の検討	方策検討	方策検討	実証実験事業	
	バスを利用しやすい環境の整備	パークアンドバスライド駐車場の確保	H19から継続 実態に応じて検討			
		バス停屋根・風除け設置等バス待ち環境の改善	維持管理体制の検討	環境整備維持管理	環境整備維持管理	維持管理
		共通チケットの作成、適正な運賃設定	路線再編実験と併せて検討	路線再編実験と併せて検討	路線再編実験と併せて検討	
		高齢者等に対するバス料金助成制度	H20から継続 実態に応じて検討			
		低床バス・小型バスなどの導入	購入検討	購入検討		
足を守る 交通弱者等、地域住民の移動手段の維持・確保	バス路線維持に向けた地域の取り組みの推進	地域による自主的な取り組みの奨励	維持管理体制検討	維持管理	維持管理	維持管理
		協賛金等バス運営に対する収入源の確保	継続的に展開			
		バス応援会員など個人レベルでの協力体制の構築	内容検討・企画立ち上げ	前年度結果を踏まえた改善実施	前年度結果を踏まえた改善実施	継続展開
		企業との連携(従業員の送迎→バス利用)	継続的に検討			
	バス利用促進に向けた取り組みの推進	公共交通利用促進のためのPR・情報発信	継続展開			
		バスのラッピング・愛称公募	継続展開			
		商店街・観光施設等との連携	実験に併せてイベント的に展開	実験に併せてイベント的に展開	本格実施検討	
活性化する 中心市街地のにぎわい・観光交流の創出	商店街・観光施設等との連携	商店街と連携したクーポン等の発行	実験に併せてイベント的に展開	実験に併せてイベント的に展開	本格実施検討	
		バスの観光利用の利便性向上策の検討	現運行方策の改善運行	前年度結果を踏まえた改善運行	前年度結果を踏まえた改善運行	本格運行

附属資料

<用語解説>

※スクールバス混乗

通院や買物を目的とする一般の利用者が、通学を支援する目的で運行するスクールバスに、混乗して利用できるようにする仕組み。

※デマンドバス

利用者からの予約に応じてバスを運行させる仕組み。利用者がいない停留所を通過することや、利用者が全くいない際に運休することができるなど運行の効率化に結びつき利点がある。

※パークアンドバスライド

自動車をバスターミナルやその周辺の駐車場に駐車（パーク）し、バスに乗り換えて（ライド）目的地へ向かう仕組み。

※WEB

インターネット上で公開されているページ。

※携帯版ホームページ

携帯電話からのインターネットで閲覧できるホームページ。

紋別市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき地域公共交通総合連携計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図るために必要となる地域の実情に即した輸送サービスの実現に関する事項を協議するため、協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、紋別市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、紋別市幸町2丁目1番18号紋別市役所庁舎内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金に関すること。
- (4) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (5) 協議会の運営に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、次に掲げる委員又は、組織を代表する委員をもって構成し、紋別市長が委嘱する。

- (1) 国土交通省北海道運輸局北見運輸支局 首席運輸企画専門官
- (2) 国土交通省北海道開発局網走開発建設部 興部道路事務所長
- (3) 北海道網走支庁 地域政策課長
- (4) 北海道網走土木現業所 企画調整室長
- (5) 北海道警察紋別警察署 交通課長
- (6) 一般乗合旅客自動車運送業者
- (7) 一般乗用旅客自動車運送業者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (9) 事業用自動車の運転者が組織する団体の職員
- (10) 住民又は利用者の代表
- (11) 学識経験者その他協議会が必要と認める者
- (12) 紋別市長が指名する紋別市職員

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち行政機関の職員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。
- (3) 委員は再任できる。

(会長)

第8条 会長は、紋別市副市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第9条 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

(監査員)

第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、紋別市産業部商工労働観光課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、紋別市産業部長をもって充てる。
- 3 事務局員は、紋別市産業部商工労働観光課空港・交通対策担当職員をもって充てる。
- 4 前項に定めるもののほか、協議会の運営そのほか事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の会議の運営等)

第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 7 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、紋別市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年紋別市条例第5号）の例による。

(協議会の解散等)

第17条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(規約の変更)

第18条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規約は、平成20年1月18日から施行する。

2 設置時の委員の任期は、第7条第1項第2号の規定にかかわらず、平成22年3月

31日までとする。

附 則

この規約は、平成20年6月3日から施行する。

「紋別市地域公共交通活性化協議会」委員名簿

平成21年2月9日現在

区分	所属	役職	氏名	備考
計画作成市	紋別市	副市長	幡野 勝彦	
公共交通事業者	北紋バス株式会社	取締役社長	大森 讓	一般乗合旅客自動車運送事業者 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
	紋別交通株式会社	代表取締役	柴野 耕史郎	一般乗用旅客自動車運送事業者
	紋別観光ハイヤー株式会社	代表取締役	小林 毅	一般乗用旅客自動車運送事業者
道路管理者	北海道開発局網走開発建設部	道路第1課長	嘉見 誠一	
	網走開発建設部興部道路事務所	所長	吉川 眞行	
	網走土木現業所	企画調整室長	池本 典子	
	紋別市建設部	土木課長	加藤 公之	
公安委員会	紋別警察署	交通課長	新貝 憲行	
地域公共交通の利用者	紋別市町内会連絡協議会	会長	坂 豊實	住民又は利用者の代表
	紋別市老人クラブ連合会	会長	阿部 巖男	住民又は利用者の代表
	紋別市PTA連合会	会長	田中 康朗	住民又は利用者の代表
学識経験者	北見工業大学	土木開発工学科准教授	高橋 清	学識経験者
関係機関等	北海道運輸局北見運輸支局	首席運輸企画専門官	池上 孝義	
	網走支庁地域振興部	地域政策課長	今井 睦郎	
	日本私鉄総連北海道地方労働組合北紋バス支部	執行委員長	湯浅 勇	事業用自動車の運転者が組織する団体の職員
	紋別市総務部	企画調整課長	久保田 政弘	
	紋別市保健福祉部	高齢者福祉課長	佐藤 宗	
	紋別市まちづくり推進室	参事	伊藤 久男	
	紋別市教育委員会	学務課長	中村 康幸	
事務局	事務局長	産業部長	能戸 邦博	
		産業部次長	青木 邦雄	
		商工労働観光課空港・交通対策担当職員		